

ケアハウス徳和 運営規程

第1条（目的）

この規程はケアハウス徳和の適正な管理と運営を図るため必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（施設の所在地及び定員）

ホームの所在地及び定員は、次の通りとする。

所在地 松阪市下村町 2476 番地
定 員 50 名

第3条（運営方針）

老人福祉法（以下法という）の基本理念に基づき、高齢者（以下入居者という）の養護につとめるものとする。

第4条（利用資格）

- 年齢は原則として60歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- 自炊ができる程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
- 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わないもので共同生活に適応できる者。
- 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
- 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

第5条（職員の区分及び定数）

- 施設は、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に示された所定の職員を配置し、職員は、当施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

(1) 施設長 1名以上
(2) 生活相談員 1名以上
(3) 介護職員 2名以上
(4) 栄養士 1名以上

- 前項に定めるほか、必要に応じ他の職員を配置する。

第6条（職員の職務）

- 施設長 ホームの業務を統轄する。
- 生活相談員 入居者の生活相談、面接調査ならびに処遇の計画及び援助に従事する。
- 介護職員 入居者の指導及び援助に従事する。
- 栄養士 献立作成、栄養量計算、食料品の発注検収及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。

第7条（入居）

- 入居を希望するものは、次に掲げる書類をケアハウス徳和に提出しなければならない。
 - 入居申込書
 - 住民票
 - 収入額及び必要経費の認定に必要な書類
 - 身元保証人届
 - 健康診断書
 - その他ケアハウス徳和が必要と認める書類
- 施設長は、入居申込者の可否についての判断をし、入居の申込があった日から10日以内に入居の可否について連絡をするものとする。
- 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人と施設長とが入居契約書をもって入居契約を取り交わすものとし、また、契約書に付随して、本管理規定についても詳細を入居申込者に説明するものとする。

第8条（退居）

次の場合、退居処置を講ずるとともに関係者に連絡するものとする。

- (1) 入居者から退居の申し出があったとき。
- (2) 入居者が無断で退居し、帰る見込がないとき。
- (3) 入居者が病院等に入院し、長期間経過したとき。
- (4) 入居者が死亡したとき。
- (5) 常時介護が必要になるなど、ケアハウスでの生活が困難となった場合。
- (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分（配偶者を含む）で判断ができなくなった場合。
- (7) 利用者の条件に関して虚偽の届け出を行って入居した場合。
- (8) 事務費の減額の申請にあたって虚偽の届け出を行った場合。
- (9) 利用料その他の費用等の支払いを怠ってその滞納額が3カ月分に達したとき。
- (10) 施設長の承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作、模様替えを行い、かつ、原状回復をしない場合。
- (11) 入居者が著しく各条項に違反したとき。

第9条（指導に従う義務）

入居者は、職員の行う指導、調査及び日課に従わなければならない。ただし、健康、その他の理由により従うことができないときは、施設長に連絡しなければならない。

第10条（規律）

1. 入居者相互は、親睦友愛を旨とし、人種、信条、宗教、習慣等の相違によって他を排し、又他人の自由を侵してはならない。
2. 施設の備品及び物品は大切に扱い、許可なくみだりに処分してはならない。
3. 指定された居室は許可なく変更してはならない。
4. 収入及び身分上に異動が生じた時は施設長に届け出なければならない。
5. ケアハウス内の火気には十分注意し、指定された場所で用いなければならない。
6. その他、暴力、口論、泥酔等によって他人に迷惑をかけてはならない

第11条（利用料）

1. 入居者は、利用料としてケアハウス徳和利用料徴収規定に基づき決定した月額利用料を、当月分として、毎月25日までに支払うものとする。
2. 入居又は退居にともなって、1カ月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって精算するものとする。
3. 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降1回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

第12条（専用居室）

1. 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。又、居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。
2. 居室において、煉炭、火鉢、石油ストーブ、など火気類の使用を安全面から禁じる。居室内での喫煙は厳禁とする。
3. 入居者がその居室に1カ月以上不在となる場合には、入居者は施設長に、あらかじめその旨を届けるとともに、各種費用の支払い、居室の保全、連絡方法について施設長と協議するものとする。

第13条（共用施設・設備）

1. 共用施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、必要に応じて入居者の意見等を取り入れ協議し、決定する。
2. 入居者は、共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に物を置いてはならない。
3. 喫煙者は、非喫煙者の健康に考慮しマナーを守り決められた場所で喫煙する。
4. 共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行うものとする。

第14条（相談・助言）

施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

第15条（食事の提供）

1. 施設は、入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を3食提供するものとする。
特に医師より指示のある場合は、その指示により特別の食事を提供する。
2. 食事の時間は次の通りとする。
 - (1) 朝食 8時 ~ 8時30分
 - (2) 昼食 12時 ~ 12時30分
 - (3) 夕食 17時30分 ~ 18時
3. 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。但しこの場合、定められた時間内に欠食届けを提出し、認められた分の欠食については翌月集計して給食代返還金として返金する。
4. 食事の場所は原則として食堂とする。
5. 毎日のメニューは前以て明示するものとする。

第16条（入浴）

1. 入浴は週3回以上実施することとし、施設職員が準備を行う。

2. 入浴の時間は以下の通りとする。

一般入居者入浴時間

男性：13時30分～15時00分

女性：15時00分～16時30分

外部在宅サービス（ホームヘルパー等）利用者入浴時間

男性：10時45分～12時00分

女性：9時15分～10時45分

3. 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意する。

4. 入居者は、伝染性の疾患等の疑いのある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

第17条（緊急時の対応）

1. 入居者は進退の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。
2. 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。
3. 入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

第18条（在宅サービス等の利用）

1. 施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、連絡等の必要な対応を行うものとする。
2. 前項の場合、利用はあくまでも入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任は負わない。
3. 第1項に伴う費用は入居者又は身元保証人の負担とする。

第19条（自主活動への協力）

1. 入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。
2. 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。
3. 第1項に関して、施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

第20条（保健衛生）

1. 入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。
2. 入居者の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止に努めるものとする。
3. 入居者に対し随時保健衛生知識の普及、指導を行うものとする。

協力医療機関 : 桜木記念病院

協力歯科医療機関 : ぶらん歯科

第21条（外泊）

- 外泊するときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に報告するものとする。

第 22 条（部外者の利用）

1. 外来客を宿泊させる時は、予め施設長に届け出るものとする。
2. 一時的な疾病等による看護又は介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、原則として施設長に届けるものとし、施設長と入居者との相談のうえその期間を定める。
3. 希望する日の前日までに施設長に届け出れば、外来客に対してもゲストルームでの宿泊ができるものとし、食事が提供できるものとする。但し、実費として以下に定める利用料を負担する。
　　ゲストルーム使用料：一泊 1,000 円
　　朝食：350 円　　昼・夕食：500 円

第 23 条（災害、非常時への対応）

1. 消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、入居者も参加した訓練を年 2 回以上実施するものとする。
2. 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせる。

第 24 条（小動物の飼育）

入居者は、施設の許可を受けた場合、専用居室において小鳥、魚類等以外の動物の飼育をすることができる。但し、許可を受けた場合であっても、他の入居者の迷惑となる場合は許可を取り消す。

第 25 条（政治・宗教活動の禁止）

1. 当施設は、一切の政治的活動及び宗教活動を行わない。
2. 入居者は専用居室以外の場で、一切の政治的活動及び宗教的活動をしてはならない。また、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

第 26 条（入居者心得）

1. 施設は別に定める入居者が守るべき入居者心得を入居者に配布し、その主旨を充分に周知徹底しなければならない。
2. ベランダは非常災害時に避難通路となるため、原則として物を置かない。
3. テレビ、ラジオ等音響機器の使用テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落として使用すること。
4. 施設長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退去時に原状に復するものとする。この時の必要な費用は入居者又は身元保証人が負担するものとする。

第 27 条（懇談会）

定期的に懇談会を実施し、入居者との意見交換の場とする。

第 28 条（暴力団及び反社会勢力等の排除）

1. 本条は、「三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 条）」及び「松阪市暴力団排除条例（平成 24 年松阪市条例第 36 条）」、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について（平成 19 年 6 月）」に基づき、暴力団及び反社会勢力等（以下、暴力団等という）の排除を推進するとともに、入居者及び入居者家族、職員等の生活を守るために定める。
2. 施設は現在かつ将来にわたっても暴力団等に該当しないことを表明、確約する。
3. 入居者又は保証人が暴力団等との関係性が認められると判断した場合、当該入居者との入居契約を解除する。

第 29 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針、規程を整備し、遵守する。
3. 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的に開催する。

第 30 条（改正の手続き）

この規程を改正、廃止については、理事会の議決を得るものとする。

附則

この規程は平成 14 年 4 月 1 日より施行する
この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する
この規程は平成 31 年 4 月 1 日より施行する
この規程は令和 5 年 10 月 1 日より施行する